小田原市

高齢者のための福祉ガイド

［令和5年度（2023年度）版］

生きがいづくり・社会参加については

高齢介護課高齢者福祉係 ..... 電話 33−1841

地域包括支援センターや高齢者相談、住民主体型・短期集中型サービスについては

高齢介護課地域包括支援係 ..... 電話 33−1864

介護サービス、国基準型・基準緩和型サービスについては

高齢介護課介護給付係 ..... 電話 33−1827

要介護認定については

高齢介護課介護認定係 ..... 電話 33−1872

介護予防については

健康づくり課介護予防推進係 ..... 電話 47−4721

小田原市ホームページ

小田原市 高齢者のための福祉ガイド

高齢者のみなさんの”自分らしい生活”を応援します！

年齢を重ねても自分らしい生活を続けるためには、

「介護予防」が重要です。

体を動かしたり、趣味やボランティアに参加する人ほど、

転んだり、認知症やうつ病になる危険が少ないと言われています。

市の介護予防事業や、地域の集まり・行事にも参加し、

一人ひとりの元気のカタチを見つけていきましょう。

また、健康診断や歯科健診を受けること、

かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師を持つこともお勧めです。

介護が必要になったときは、

「どうすれば元気でいられるか」「どうすればこれよりも悪くならないか」

「自分でできることは何か」を考えてみましょう。

介護保険制度は、皆さんが

①自分の意思に基づき ②能力を最大限活かして

③自立した質の高い生活を送ることを目指しています。

このガイドブックには、高齢者やご家族のために役立つ

制度やサービスなどをまとめています。

小田原で元気に暮らし続けるため、活用してください。

新型コロナウイルス感染症の予防とご自身の心身の健康を大切に

① 感染予防のために

○ 飛沫感染を防ぐための、咳エチケットを徹底しましょう。
○ 手洗いは 30 秒程度かけて、石鹸で丁寧に洗いましょう。
（手指消毒薬の使用も可）
○ 冷暖房などを上手に活用し、窓を開けてこまめに換気しましょう。
○ 「3密（密集、密接、密閉）」の回避を心がけましょう

② 健康維持のために

○ 外出を控えると、運動不足になりがちです。簡単な体操を生活に取り入れ、積極的に身体を動かしましょう。
○ 栄養バランスのとれた食事を心がけましょう。
○ 夜はゆったりとすごし、しっかり睡眠をとりましょう。
○ 起床時間や食事の時間を決め、規則正しい生活を意識しましょう。
○ 体温測定や健康チェックを心掛け、発熱や体調不良の場合には、無理せず療養しましょう。

※ 可能なものは、郵送での手続きもご活用ください。
※ 市の事業は、感染症対策を徹底して行っていますので、ご協力ください。
※ 感染症の状況により、事業が中止や延期となる場合がございますので随時お問い合わせください。

目 次

1 生きがいづくり・社会参加促進 1

アクティブシニア応援ポイント事業 1
老人クラブ（小田原創友クラブ） 1
生涯現役推進地域連携事業 1
シニアバンク 2
小田原市シルバー人材センター 2
生きがいふれあいフェスティバル 2
敬老行事・長寿祝 3
福寿カード 3
はり・きゅう・マッサージ等施術費助成 4

2 高齢者施設 5

生きがいふれあいセンターいそしぎ 5
前羽福祉館 5
下中老人憩の家 5

3 高齢者生活支援 6

独居老人等緊急通報システム 6
救急要請カード 6
避難行動要支援者所在名簿 6
民生委員・児童委員 7
配食サービス 7
小田原市あんしんセンター 7
おだわら成年後見支援センター 8
住まいに関する情報 8
特殊詐欺対策電話機器の購入費の補助 10
福祉タクシー利用助成 10
福祉有償運送 11
バス運賃割引サービス 13
生活支援サービス 14
紙・布類の戸別収集サービス 14

4 家族介護者支援 15

紙おむつの支給 15
介護マーク 15
家族介護教室 15
認知症カフェ 16
認知症を知る講座（認知症サポーター養成講座） 16
認知症等高齢者 SOS ネットワーク 16
おだわら・はこね家族会 17

5 地域包括支援センター 18

小田原市の地域包括支援センターと担当する地区 18
地域包括支援センターが行う主な業務 19
地域包括支援センターの運営体制 20

6 介護保険制度 21
要介護・要支援認定 21
介護（介護予防）サービスの利用 22
介護予防・日常生活支援サービス事業の利用 23

7 介護予防 24
65歳からの筋トレ教室 24
高齢者体操教室 24
いきいき健康事業 25
脳トレ！脳と体の生き活き教室 25
食で生き生き！栄養教室 25
男性限定！栄養教室 25
介護予防のための自主グループ 26
介護予防対策室 26
お口のスキルアップ教室 26
高齢者の知っとくいきいき講座 26
介護予防のパンフレットとセルフケアチェックシートの配付 27

8 高齢者の健康 28
長寿健診 28
特定健診 28
各がん検診 28
成人歯科検診 28
特定保健指導 29
高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 29
高齢者インフルエンザ予防接種 29
小田原医師会地域医療連携室 30
小田原歯科医師会地域支援歯科連携室 30

9 その他の高齢者福祉制度・サービス 31
後期高齢者医療制度 31
水道料金の減免 31
介護サービス利用料の医療費控除 32
おむつ代の医療費控除 34
障害者控除対象者の認定 34
郵便等による不在者投票 35
高齢者運転免許自主返納サポート 36
介護休暇 37
介護休業 37
個人情報開示請求制度 37

1　生きがいづくり･社会参加促進

アクティブシニア応援ポイント事業　　関係課:高齢介護課高齢者福祉係　33－1841

市指定の福祉施設やイベントでボランティア活動をすると、その活動に対してスタンプを押印します。翌年度スタンプ数に応じて商品に交換することができます。

対　　象	市内在住の６０歳以上の方
受入施設	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、障がい者福祉施設、保育園のほか市が指定する施設やイベント
活動内容	利用者の話し相手、歌や音楽の指導や披露、囲碁・将棋の相手、植栽の世話、草むしり、レクリエーションの補助、行事の手伝いなど（施設によって異なります）。
申　込　み	社会福祉法人　小田原市社会福祉協議会（電話：３５－４０００）に、郵送、または直接窓口で登録してください。（新規の方は、本人確認書類が必要です） 久野１１５－２　おだわら総合医療福祉会館内
備　　考	介護保険料に滞納がある場合は、商品交換ができません。

老人クラブ（小田原創友クラブ）　　関係課:高齢介護課高齢者福祉係　33－1841

地域の高齢者がその生活を豊かなものにするために、ボランティア活動や健康づくり、レクリエーションなど様々な活動を行っています。

対　　象	市内在住のおおむね６０歳以上の方
申　込　み	お近くの老人クラブ会長に直接お申し出ください。会長名などご不明の場合は、老人クラブ連合会事務局（電話：３２―５８００）へお問い合わせください。

※平成２５年３月に小田原市老人クラブ連合会の愛称が、「第２の人生に際し、新たな友を創る」という思いから、「小田原創友クラブ」に決定しました。

生涯現役促進地域連携事業　　小田原市生涯現役推進協議会　33－1318

就労や地域でボランティア活動をしたい５５歳以上の「元気で活力のあるシニア」と、「活躍の場・いきがいづくりの場」をつなぐ登録制度です。

双方の希望や条件を踏まえながら、セカンドライフ応援窓口を通じてマッチングをサポートします。

対　　象	市内在住又は市内での就労を希望するシニア（おおむね５５歳以上の方）、 シニアの雇用を希望する事業者

利用方法	セカンドライフ応援窓口（市役所２階）に直接または電話で。 ０８０－４５６９－４５８３（平日 10 時～16 時（12 時～13 時を除く））

シニアバンク　未来創造･若者課未来創造係　33－1379

「元気で活力のあるシニア」と「活躍の場・いきがいづくりの場」とをつなぐ登録制度です。就労や地域でボランティア活動をしたいシニアと、担い手が不足している事業や活動の双方の希望や条件に応じてマッチングをします。

対象	市内在住又は市内での活動を希望するおおむね５５歳以上の個人、事業の担い手が不足している団体、企業、行政
登録方法	登録申込書を未来創造・若者課に提出してください。

小田原市シルバー人材センター　関係課:高齢介護課高齢者福祉係　33－1841

公益社団法人小田原市シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある会員にふさわしい仕事を、企業、家庭、公共団体などから引き受け、会員が従事した仕事に応じて報酬を支払います。

対象	市内在住の満６０歳以上で働く意欲のある健康な方
仕事の内容	植木の手入れ、除草、草刈り、大工、ふすま張り、カート整理、清掃、施設管理、一般事務、筆耕、家事等
問い合わせ	公益社団法人小田原市シルバー人材センター（電話：４９―２３３３） 酒匂２－３２－１５　生きがいふれあいセンターいそしぎ内
備考	英会話教室、体操教室、パソコン教室なども開催しています。 開催時期、内容はお問い合わせください。

生きがいふれあいフェスティバル　福祉政策課福祉政策係　33－1863

高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を目的としたイベントで、子どもから高齢者まで楽しめる２日間です。作品展や体験コーナーで、新たな楽しみを見つけてみませんか。

日時	令和５年 10 月（予定）
場所	生きがいふれあいセンターいそしぎ、保健センター（酒匂２－３２－１５、１６）
内容	介護予防講演会、シルバー作品展、ステージ発表会、鍼灸マッサージコーナー、シルバー人材センター作業実演、三世代交流、模擬店　など

敬老行事･長寿祝

高齢者福祉係　33－1841

多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、老人週間（９月１５日から１週間）を中心に市内各地で敬老行事が開催されます。また、次の方には、市から祝品等をお贈りしています。

対　　象	１００歳の方
	８８歳の方
	市内最高齢の方
	結婚６０年・７０年を迎えた夫妻

福寿カード

高齢者福祉係　33－1841

健康で生きがいのある生活を送っていただくことを目的に、市内在住の６０歳以上の方に無料でお配りしています。このカードを提示すると、高齢者協定保養所事業の協定旅館が協定料金で利用できるほか、下表の施設の入場が無料になります。

対　　象	市内在住の６０歳以上の方	
手　続　き	住所・氏名・生年月日が判る本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など公的なもの）を持参のうえ、高齢介護課、各タウンセンター住民窓口、アークロード市民窓口で申請してください。代理の方が申請できる場合があります。詳しくは、高齢者福祉係へお問い合わせください。	
福寿カードの提示により無料、または割引になる施設	小田原城　天守閣・常盤木門展示室・歴史見聞館	無料 （付き添いの方も１名無料）
	小田原市尊徳記念館展示室	
	小田原文学館・白秋童謡館	
	小田原フラワーガーデン・トロピカルドーム	
	松永記念館　本館・別館展示室（有料の場合）	
	御幸の浜プール	本人のみ無料
	いこいの森バードゴルフ場	本人のみ無料　＊平日のみ
	市が契約する旅館等（静岡県内２か所）	対象者が４人以上で利用するとき、協定料金が適用

＊カードに有効期限はありませんが、優待施設やサービス内容は、変わることがあります。

はり・きゅう・マッサージ等施術費助成　　高齢者福祉係　33－1841

市が協定を結んでいる施術所で、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けるとき、１回につき１，０００円を、年３回まで助成します。

対　　象	市内在住の昭和 24 年（1949 年）４月１日以前にお生まれの方
手　続　き	高齢介護課、各タウンセンター住民窓口、アークロード市民窓口で申請してください（代理人からの申請可）。郵送申請も可能です。助成券はご自宅に郵送します。なお、高齢介護課窓口にご本人が、住所・氏名・生年月日が判る本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など公的なもの）を持参いただいた場合は、その場で発行可能です。

２ 高齢者施設

生きがいふれあいセンターいそしぎ　　福祉政策課福祉政策係　33－1863

高齢者が生きがいと健康を保ち、生涯学習や仲間づくり、技能訓練などを行うための施設です。

利用時間	午前９時から午後９時３０分まで
休館日	年末年始（１２月２９日から１月３日まで）
場所・電話	酒匂２－３２－１５　電話：４９－２３３０
施設の内容	工芸室、炉室、技能訓練室、体育室、トレーニング室、講習室、会議室など
利用料金	各室によって異なります。なお、高齢者団体には減額規定があります。

前羽福祉館　　福祉政策課福祉政策係　33－1863

老人クラブ室、集会室、調理実習室などがあり、各種福祉団体の活動などに無料で利用できます。

利用時間	午前９時から午後１０時まで
休館日	毎週月曜日・国民の祝日（敬老の日は開館）・年末年始（１２月２９日から１月３日まで）
場所・電話	前川３９１　電話：４３－１５６２ （管理人が常駐していないため、お問い合わせは福祉政策課へ）

下中老人憩の家　　福祉政策課福祉政策係　33－1863

高齢者や福祉団体の活動のほか、集会、レクリエーション活動などに無料で利用できます。

利用時間	午前９時から午後１０時まで
休館日	国民の祝日（敬老の日は開館）・年末年始（１２月２９日から１月３日まで）
場所・電話	小船６７２　電話：４３－１９５０ （管理人が常駐していないため、お問い合わせは福祉政策課へ）

３ 高齢者生活支援

独居老人等緊急通報システム　　高齢者福祉係 33－1841

ご自宅で、体調不良を感じたときや、突発的な事故などのために助けを求めたいときに、簡単な操作で緊急事態を通報できます。

対　　象	市内在住で、次のすべてに該当する方 （１）満６５歳以上のひとり暮らしの方、または満６５歳以上の方のみで構成されている世帯 （２）介護保険の要介護認定で要介護３～５と認定を受けた方
申　込　み	高齢介護課に申請してください。取付工事が必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。（電話：３３－１８４１）
利 用 料 金	無料。機器に異常がないか確認するための通信料が月１００円程度かかります。

※上記対象者以外でご利用を希望される方は、電話帳やインターネット等で「ホームセキュリティ」や「緊急通報システム」などでお調べいただくと、事業所の情報が得られます。ご契約（有料）は各自で事業所と行ってください。

救急要請カード　　高齢者福祉係 33－1841

予め持病やかかりつけ医などの緊急時に役立つ情報を記載しておく、「救急要請カード」を配付しています。いざという時の救急搬送に備えて自宅に置くほか、外出、地震や台風などで避難する際には保険証と一緒に携帯することをおすすめしています。

対　　象	在宅で生活しているおおむね７５歳以上の高齢者
記 載 内 容	氏名・生年月日・住所・電話・かかりつけ医・既往歴・服薬・アレルギー・緊急連絡先・担当民生委員地区名等

避難行動要支援者所在名簿　　福祉政策課福祉政策係 33－1863

地震や洪水などの災害が起こったときや発生が予測されるときに自力で避難することが難しい方々の所在をあらかじめ把握しておき、いざというときに、安否確認や避難誘導に役立てるため、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。「避難行動要支援者名簿」は、民生委員の担当区域ごとに、登録を希望する本人の同意のもとに作成し、その情報は、民生委員・児童委員、自主防災組織の長（自治会長）、消防本部等に対して提供されます。

名簿への登録を希望される方は、福祉政策課または地区の民生委員・児童委員にお問い合わせください。

民生委員・児童委員

福祉政策課福祉政策係　33－1863

民生委員・児童委員は、地域の福祉問題の最も身近な相談相手として、厚生労働大臣の委嘱を受けて各地域に配置された公務員です。プライバシーは尊重され、秘密は守られますので、日常生活の中でお困りのことがあれば、気軽に相談してください。お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員を知りたい場合は、福祉政策課までお問い合わせください。

配食サービス

地域包括支援係　33－1864

調理された食事を高齢者の自宅に直接届けることで、栄養状態の改善と安否確認を行っています。

対　　象	ひとり暮らし、または高齢者のみの世帯に属するおおむね６５歳以上の高齢者の方で、調査により栄養状態等の改善や安否確認の必要な方
利用料金	普通食／特別食　１食あたり５００円
配　達　日	１日１食（昼食、または夕食）、月曜日から土曜日まで（週１食より利用可）。ただし、デイサービスや訪問介護で調理支援等による介護サービスを利用している日は除く。
申　込　み	お住まいの地域の地域包括支援センター（P18 記載）にご相談ください。サービスの対象となるかどうかの調査を行います。 ※調査の結果、対象外となった場合は、民間事業所に直接ご連絡いただき、個人契約となります。

小田原市あんしんセンター

関係課:高齢介護課地域包括支援係　33－1864

認知症などで判断力が低下している高齢者や障がい者の方に、福祉サービスの利用手続きなどの支援を行っています。

対　　象	認知症高齢者やおおむね６５歳以上の方で日常生活に援助の必要な方など		
内　　容	福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行っています。		
利用料金	福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス ※市民税・県民税の年税額により右表の額となります。	非課税及び生活保護利用の方	無　　料
		３０，０００円以下の方	月額２，５００円
		３０，００１円～１４０，０００円以下の方	月額５，０００円
		１４０，００１円以上の方	月額１０，０００円
	書類等預かりサービス	月額５００円	
申　込　み	小田原市あんしんセンター（小田原市社会福祉協議会内）電話：３５－４０００		

おだわら成年後見支援センター　　おだわら成年後見支援センター　35－7700

認知症や障がいなどの理由で、自分で物事を判断することが難しい方を支援するのが、成年後見制度です。本人の代わりに成年後見人が、サービスの利用契約や財産管理を行います。
おだわら成年後見センターでは、成年後見制度についての相談や説明、後見業務の困りごとに対応する相談を受けており、必要に応じて弁護士が助言もします。

住まいに関する情報

住宅に関する税制度・支援制度や公的賃貸住宅等に関する情報の提供、住まいに関する不安や心配ごとに対する相談を行っています。

	内　　容	問　い　合　わ　せ
住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額について	65 歳以上の方や、介護保険において要介護認定、要支援認定を受けている方等が居住している、新築日から 10 年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く）で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の 100 ㎡分までの固定資産税が 3 分の 1 減額されます。 ※工事完了後 3 か月以内の申告が必要です。	資産税課家屋評価係 ３３－１３７１
市営住宅に関する情報	市営住宅の入居者募集は定期募集を年２回（６月と 12 月）、随時募集を年２回（９月と３月）行います。	建築課市営住宅管理係 ３３－１５５３
分譲マンション管理相談	分譲マンションの管理組合の運営全般、規約の見直し、大規模修繕、長期修繕計画の見直しやその他日常生活のトラブルに関する相談などをマンション管理士が無料でお受けします。	都市政策課都市調整係 ３３－１３０７
空き家バンク	空き家の所有者と空き家を必要とする人をつなぐ空き家バンクの取組を行っております。	都市政策課都市調整係 ３３－１３０７
空き家相談窓口	空き家の所有者からの「利活用（売買・賃貸）」などの相談に応じます。利活用に係る問題解決に向け、必要な助言・提案等を行うため不動産関係団体等の専門家とも連携して相談をお受けします。	都市政策課都市調整係 ３３－１３０７

	内　　容	問　い　合　わ　せ
住まい探し・賃貸借契約に関する支援	賃貸契約に不安を感じている方の相談に応じ、神奈川県居住支援協議会が登録しているあんしん賃貸支援事業協力店の賃貸住宅の情報を提供しています。また、高齢の方が安心して入居できるように、新聞配達等による見守りサービスや、万が一の室内事故発生の際に、葬儀や残置家財の片付けの保証制度を実施しています。	公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 ０４５－６６４－６８９６ （横浜市中区太田町２－２２　神奈川県建設会館４階）
木造住宅の耐震化（耐震診断、設計・工事監理、改修費）の補助制度について	【補助内容】 ①耐震診断：高齢者のみ世帯で、世帯全員の市民税が非課税世帯の場合⇒費用の 10/10（上限９万円）、上記以外の世帯　費用の 2/3 補助（上限６万円） ②耐震設計・工事監理：費用の 2/3 補助（上限 15 万円） ③耐震改修：費用の 1/2 補助（上限 85 万円） ※②、③については、耐震改修工事を２回に分けて実施する「段階的な改修」についても利用できます。（初回補助　上限合計 75 万円） 【補助対象】 昭和 56 年５月 31 日以前に着工された市内の一戸建て木造住宅。その他補助要件の詳細については、担当課にてご確認ください。 ※全て実施前に、必ずご連絡（相談）ください。	建築指導課指導係 ３３－１４３３
木造住宅耐震化推奨訪問事業	耐震診断に精通した耐震化促進アドバイザーが、ご自宅を訪問し、無料で簡易耐震診断を行います。また、耐震改修工事の方法等、一般的な耐震相談もお受けします。対象は上記耐震化の補助対象と同じ。	建築指導課指導係 ３３－１４３３

※対象者や要件等の詳細、お申し込みについては市のホームページをご覧いただくか、担当課へお問い合わせください。

特殊詐欺対策電話機器の購入費の補助　　地域安全課生活安全係　33－1396

特殊詐欺被害を未然に防止するため、市内在住の 70 歳以上の方を対象に、迷惑電話防止機能が付いた電話機器の購入費の一部を補助します。

対　　象	市内在住の 70 歳以上の方
補助金額	購入費の３分の２（上限 6,000 円）
申請方法	地域安全課（市役所５階）に直接または郵送 ※先着順に受付し、予算額に達し次第、受付を終了します。 ※１世帯につき１台限り ※携帯電話・スマートフォンは対象外
備　　考	補助対象者や対象となる電話機などには条件があります。 申請期間や補助条件等、詳しくは、市ホームページ（「小田原市特殊詐欺対策電話機器補助金」で検索）をご覧いただくか、地域安全課までお問い合わせください。

福祉タクシー利用助成　　高齢者福祉係　33－1841

在宅の高齢者等が通院などにタクシーを利用した場合、初乗り運賃を助成します。

対　　象	市内在住で、介護保険の要介護認定で要介護３～５と認定を受けた方。ただし、在宅重度障がい者等福祉タクシー利用券交付対象者、自動車税種別割（県税）または軽自動車税種別割（市税）の障がい者減免を受けている方、施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入所している方、病院に長期入院の方は、対象外となります。
手続き	介護保険被保険者証を持参のうえ、高齢介護課に申請してください。また、郵送申請も可能です。 なお、本人が窓口に来られない場合には、代理としてケアマネジャー、または親族の方でも申請できます。（窓口に来られた方の本人確認書類をご提示ください）
利用方法	タクシーを利用する際に、運転手に利用券を提示してください。初乗りの運賃分（福祉有償運送を利用する場合は上限５００円）が助成されます。初乗りの運賃分を超過した場合は、精算時に差額をお支払いください。なお、タクシー利用の際は、介助する方を伴って利用してください。
発行枚数	４月末までの申請は４８枚交付。 ５月以降は翌年３月末までの月数×４枚の交付となります。

福祉有償運送

関係課:高齢介護課高齢者福祉係　33－1841

福祉有償運送は、他人の介助がなくては移動することが難しく、一人でタクシー等の公共交通機関を利用することが難しい要介護者、要支援者、身体障害者等の運送を行うサービスです。

対　　象	身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者 介護保険法第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者 介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者 その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
手　続　き	直接、福祉有償運送団体と手続きをしてください。
利 用 方 法	事前に利用者登録が必要です。ご利用の際は各団体にご連絡ください。

【市内の福祉有償運送団体一覧】

法　人　名	社会福祉法人　風祭の森		
場　　所	風祭５６３		
電　　話	２４－６５７１	Ｆ　Ａ　Ｘ	２４－６５５９
運送の区域	小田原市、南足柄市、湯河原町、箱根町、真鶴町		
料　金　等	１㎞あたり１００円　【介助料】実費（自立支援法上の自己負担の料金）		
保 有 車 両	福祉車両３台、一般車両１台		

法　人　名	特定非営利活動法人　車窓の会		
場　　所	下堀３０－１３		
電　　話	０８０－１１３５－３００６	Ｆ　Ａ　Ｘ	４２－３４７４
運送の区域	小田原市		
料　金　等	１㎞あたり１２０円　【迎車回送料】１回３００円　【介助料】１回２００円		
保 有 車 両	福祉車両１台、一般車両１３台		

法　人　名	特定非営利活動法人　歩歩		
場　　所	柳新田５０－３　やぎゅうビル２Ｆ		
電　　話	３８－３３６６	Ｆ　Ａ　Ｘ	３７－５６４４
運送の区域	小田原市、南足柄市、湯河原町、箱根町、大井町、開成町、松田町		
料　金　等	１㎞あたり１５０円　【迎車回送料】事務所から１０㎞以内２００円とし、１０㎞を超える分１㎞につき５０円を加算　【介助料】外出の準備から目的地での手続、付添等を含め３０分以内１，０００円、以降１５分毎に４００円加算		
保 有 車 両	福祉車両６台、一般車両１１台		

法　人　名	特定非営利活動法人音楽カレッジみゅう		
場　　所	久野７００－２		
電　　話	４３－９１８１	Ｆ　Ａ　Ｘ	４３－９１８２
運送の区域	小田原市、南足柄市、大井町、開成町、山北町・箱根町の一部		
料　金　等	２㎞未満まで３００円、以降１㎞ごとに１５０円加算 ※その他、自費ヘルパーにて対応があります。直接ご相談ください。		
保有車両	福祉車両４台		
そ　の　他	対応時間：（月～金）午前１０時～１４時３０分（要相談にてお受けします） 発熱症状のある方（感染症が疑われる場合を含む）の通院は行っていません。		

法　人　名	一般社団法人寄り添い隊		
場　　所	栢山３２５７－５		
電　　話	８７－５１６１	Ｆ　Ａ　Ｘ	３７－７８５１
運送の区域	小田原市、南足柄市、湯河原町		
料　金　等	１㎞あたり１７０円　【迎車回送料】事務所から２０㎞以内２００円とし２０㎞を超える分１㎞につき８０円を加算　【介助・添乗料】①運転者１名体制、３０分以内１，０００円、以降１５分ごとに５００円を加算 ②運転者＋１名の２名体制３０分以内１，５００円、以降１５分ごとに７５０円を加算※事務所から片道２０㎞を超える場合は１／２を加算【福祉車両利用料】１回１，２００円		
保有車両	福祉車両１台、一般車両２台		

法　人　名	社会福祉法人小田原福祉会潤生園（潤生園お出かけサポート）		
場　　所	穴部３７７		
電　　話	３１－１１４４	Ｆ　Ａ　Ｘ	３５－８７６９
Ｍａｉｌ	nao@junseien.jp		
運送の区域	小田原市、南足柄市		
料　金　等	１㎞あたり１７０円【迎車料金】１回３００円【待機料金】最初の６０分までは６００円、６０分以降は３０分ごとに３００円【介助料】最初の６０分は８００円、６０分以降は３０分ごとに４００円		
保有車両	福祉車両１０台、一般車両３台		

バス運賃割引サービス

※詳細は、各事業者にお問い合わせください。

富士急湘南バス

事　業　名	シルバー定期券
対　　象	７０歳以上の方・６０歳以上の運転免許返納者
内　　容	シルバー定期券を１０，５００円（3か月間有効）１５，７００円（6か月間有効）２６，２００円（1年間有効）で発売しています。 シルバー定期券を提示すると、富士急湘南バスのほか、高速バス等を除く富士急の路線バスが利用できます。なお、販売は富士急湘南バス駅前案内所（新松田駅北口または、小田原駅東口）の窓口です。
問い合わせ	富士急湘南バス　電話：８２－１３６１

神奈川中央交通

事　業　名	かなちゃん手形
対　　象	６９歳以上の方（６５歳以上の方には条件により経過措置がありますので、ホームページをご覧いただくか、下記の連絡先までお問い合わせください。）
内　　容	かなちゃん手形を３，５００円（3か月間有効）５，９００円（6か月間有効）１０，８００円（1年間有効）で発売しています。かなちゃん手形を提示すると、神奈川中央交通の路線バスが、１乗車１００円で利用できます。なお、販売は神奈川中央交通バス駅前サービスセンター（二宮駅北口等）、各営業所の窓口です。
問い合わせ	神奈川中央交通　電話：０４６３－２２－８８３３

生活支援サービス

関係課:高齢介護課高齢者福祉係　33－1841

高齢者等、日常の生活においてお困りの方を対象に、ごみ出しや電球交換など、短い作業時間で解決できる生活支援サービスを実施しています。

対　　象	市内在住の方
利用料金	３０分以内５００円、１時間以内１，０００円
作業日	原則平日
受付時間	平日午前９時から午前１１時３０分まで（祝日を除く）
申込み	公益社団法人小田原市シルバー人材センター　電話：４９－２３３３

紙･布類の戸別収集サービス

関係課:環境政策課資源循環係　33－1471

自治会総連合と古紙リサイクル事業組合では、紙・布類のごみの運び出しが困難な世帯を対象に戸別収集サービスを行っています。

対　　象	６５歳以上の方だけでお住まいの世帯のうち、運び出しが困難な自治会加入世帯。その他、自治会と古紙リサイクル事業組合が、運び出しが困難であると認めた世帯。
収集方法	収集日に家の前に置いた紙・布類を回収します。 集合住宅の場合、防犯・防災上の観点から、入口より中に入ることができませんので、個別に古紙リサイクル事業組合に確認してください。
利用料金	無料
申込み	希望者は、各自治会の組長または自治会長に連絡して登録してください。 登録後、古紙リサイクル事業組合が詳しいサービス内容を説明します。
問い合わせ	古紙リサイクル事業組合（(株）二見内）　電話：２３－３１２５

4　家族介護者支援

紙おむつの支給

地域包括支援係　33－1864

寝たきりや重度認知症の高齢者等を家庭で介護しているご家族に、紙おむつを支給します。

対　　象	市内に住所を有し、かつ、介護保険の要介護認定で要介護３～５と認定を受けた方（住民税非課税世帯に属し、在宅で生活している者に限る。）を介護している家族。（要介護３の方は認定調査の結果おむつが必要と認められる方が対象です。）
支給回数	・要介護４、または５と認定を受けた方を介護している家族は年２回 ・要介護３と認定されている方を介護している家族は年１回
申　込　み	詳細については、ホームページをご覧いただくか、高齢介護課にお問い合わせください。 用品の配達は、１０月頃及び３月頃を予定しています。

介護マーク

地域包括支援係　33－1864

トイレの介助や買い物の時などに、介護中であることを周囲に理解してもらうことを目的に身につけるマークです。認知症の高齢者等を介護する方に配付しています。

対　　象	高齢者等を介護している家族など
費　　用	高齢介護課窓口、各地域包括支援センター、「家族介護教室」、「おだわら・はこね家族会」において、無料で配布しています。

家族介護教室

地域包括支援係　33－1864

基礎的な介護の知識や介護技術を学ぶ教室を、年数回開催します。

対　　象	在宅で高齢者等を介護している家族、介護に関心のある方
開　催　日	広報小田原、またはホームページをご覧いただくか、高齢介護課にお問い合わせください。
会　　場	
参　加　費	無料
申　込　み	来場の場合は、開催日の前日（土日祝は除く）までに電話かホームページからお申し込みください。インターネットを利用し参加する場合は開催日の１週間前までにお申し込みください。詳しくは高齢介護課へお問い合わせください。

認知症カフェ　地域包括支援係　33－1864

認知症の方やそのご家族・地域の方や専門職が交流し悩みを共有したり、情報共有をする場です。

対　　象	認知症の方やその家族、地域の方、認知症に関心のある方
会　　場	詳細については、ホームページをご覧いただくか、高齢介護課にお問い合わせください。

認知症を知る講座（認知症サポーター養成講座）　地域包括支援係　33－1864

認知症について正しく理解し、住み慣れた地域で安心して暮らせるように学ぶ講座です。

対　　象	市内在住・在勤・在学者
開　催　日	年１２回程度開催します。広報小田原、またはホームページをご覧いただくか、高齢介護課にお問い合わせください。（なお、１０人以上の団体であれば、日程は個別に調整が可能です。）
参　加　費	無料
申　込　み	開催日前日（土日祝は除く）までに高齢介護課に電話で申し込みください。

認知症等高齢者 SOS ネットワーク　地域包括支援係　33－1864

認知症高齢者等の情報を事前に登録しておき、行方が分からなくなった場合、警察の捜索と並行して、関係機関への協力依頼や防災無線の活用により、早期に発見・保護し、安全にご家族のもとに帰ることができるようにします。

対　　象	認知症高齢者の家族等
申　込　み	高齢介護課（市役所２階１６番窓口）または、各地域包括支援センターへ申請書を提出してください。 郵送での申請も受け付けています。高齢介護課あてに送付してください。 （荻窪３００番地　小田原市役所高齢介護課地域包括支援係あて）
注 意 事 項	※行方不明になった場合、小田原警察署生活安全課（電話３２－０１１０）に電話をして、捜索願を出してください。

※申請書については、上記申請窓口でお渡しするほか、小田原市のホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

申請書のダウンロードはこちらから→

おだわら･はこね家族会　　地域包括支援係　33－1864

認知症の方を介護するご家族の集いの場です。箱根町と共同で開催します。

開　催　日	毎月第３金曜日　午前１０時から正午まで　（原則）
会　　場	生涯学習センターけやき（小田原市荻窪３００番地）（原則） 詳細については、広報小田原またはホームページをご覧いただくか、高齢介護課にお問い合わせください。
参　加　費	無料
申　込　み	事前の申込みは不要です。開催日当日、直接会場にお越しください。 ※来場が難しい方は、インターネットを利用し参加することもできます。 　詳しくは高齢介護課へお問い合わせください。

5 地域包括支援センター

高齢者を総合的に支えていくための拠点として設置しています。保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が高齢者に関するさまざまな相談に応じ、地域の関係機関と連携しながら、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活を送れるように総合的な支援を行います。お気軽に、お住まいの地区の地域包括支援センターにご相談ください。

受 付 時 間	月～土曜日（祝日・年末年始除く）８時３０分から１７時１５分まで

小田原市の地域包括支援センターと担当する地区

名称	所在地 電話番号	受託者	担当地区 （地区自治会連合会）
地域包括支援センターしろやま	栄町３－１２－４ ２３－８１１５	社会福祉法人 長寿会	緑、万年、幸、芦子
地域包括支援センターはくおう	東町１－３０－３２ ３４－７６１１	アースサポート株式会社	新玉、山王網一色、足柄
地域包括支援センターじょうなん	早川８５３（早川高齢者ふれあいセンター内） ２４－５６０１	社会福祉法人 西湘福祉会	十字、片浦、早川、大窪
地域包括支援センターはくさん	久野１３７－２ ６６－３０６６	アースサポート株式会社	二川、久野
地域包括支援センターひがしとみず	堀之内７－１ ３９－５５５１	社会福祉法人 小田原福祉会	東富水
地域包括支援センターとみず	飯田岡４７９ ４４－４９００	社会福祉法人 小田原福祉会	富水
地域包括支援センターさくらい	曽比１９５７ ２０－３３７１	社会福祉法人 小田原福祉会	桜井
地域包括支援センターさかわ こやわた・ふじみ	南鴨宮３－７－１２ ４７－９３００	アースサポート株式会社	酒匂・小八幡、富士見
地域包括支援センターしもふなか	酒匂９５６－１（介護老人福祉施設ジョイヴィレッジ内） ４８－１１０１	社会福祉法人 東洋会	下府中
地域包括支援センターとよかわ・かみふなか	成田４４４－１ ３８－４４４１	アースサポート株式会社	豊川、上府中
地域包括支援センターそが・しもそが・こうづ	曽我光海２－１（ルビーホーム内） ４２－１３７４	社会福祉法人 積善会	曽我、下曽我、国府津
地域包括支援センターたちばな	小船２１３－１（介護老人福祉施設たちばなの里内） ４４－１１０２	社会福祉法人 東洋会	前羽、橘北

地域包括支援センターが行う主な業務

①さまざまな相談に応じます（総合相談支援業務）

高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援をします。

②尊厳のある暮らしを守ります（権利擁護業務）

高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用促進、消費者被害の防止など、関係機関と連携し高齢者の生活の維持を図ります。

③多方面から支援します（包括的・継続的ケアマネジメント業務）

適切なサービスが提供されるように、地域における関係機関などとの連携・協働の体制づくりやケアマネジャーに対する支援などを行います。

④自立した生活を支援します（第１号介護予防支援事業等）

介護予防や日常生活支援を目的として、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する方に対して、その方の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるように、ケアプランを作成したり必要な支援を行います。また、要支援の認定を受けている方が介護保険の介護予防サービスを利用するためのケアプランも作成します。

⑤地域ケア会議を開催します（個別ケア会議・圏域ケア会議）

多職種、関係機関、地域が連携、協働して、高齢者を効果的な支援につなげるなど、課題の解決を図る会議を開催します。

⑥認知症初期集中支援を行います

認知症が疑われる、または認知症の方などに対して、できるだけ早い段階で医療職及び福祉職員で訪問し、専門医も関わりながら、家族も含めた自立生活のサポートを包括的・集中的に行えるよう計画を立てて支援します。

地域包括支援センターの運営体制

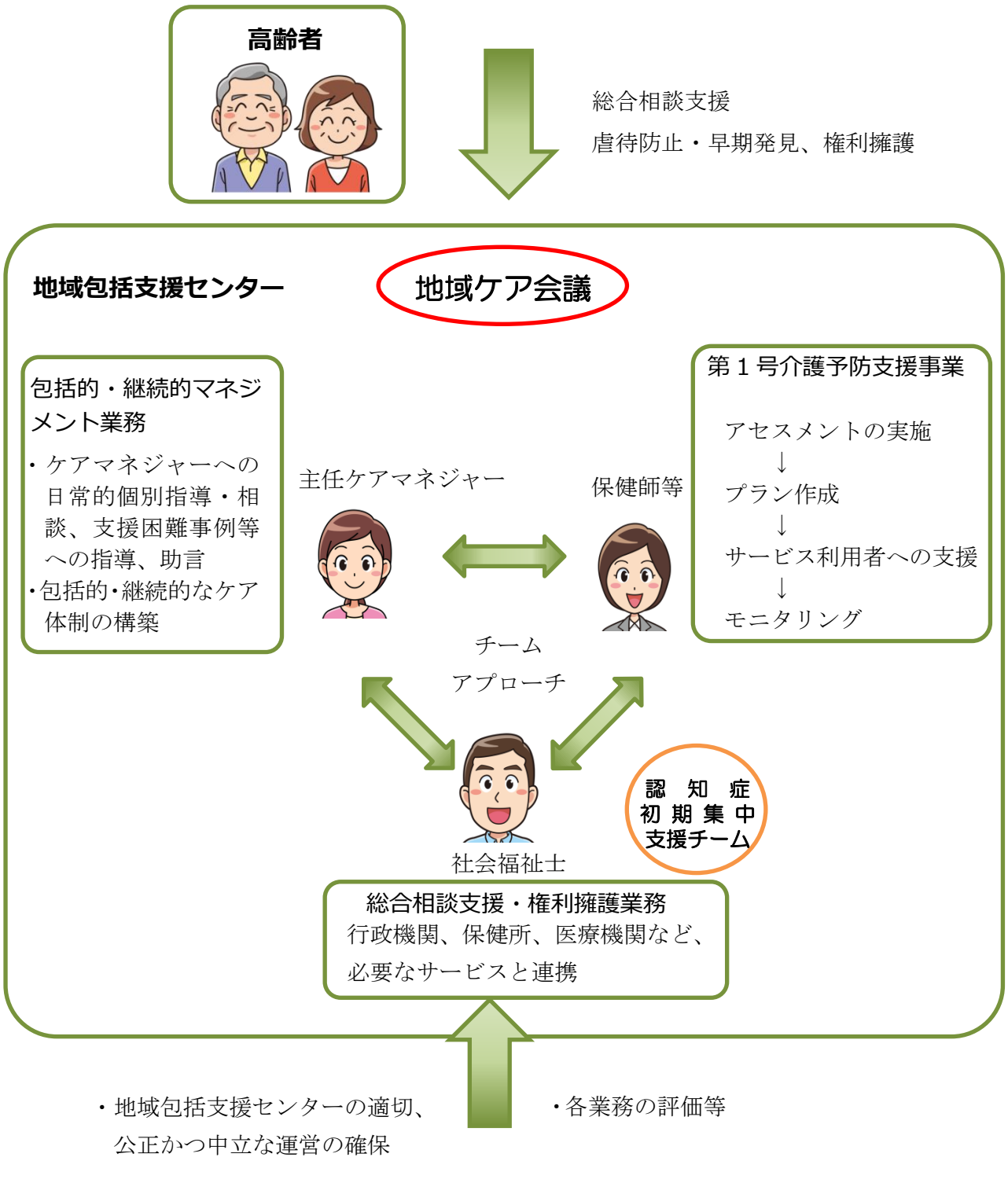

地域包括支援センター運営協議会（小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会）

（保健医療関係者、福祉関係者、介護サービス事業者、被保険者代表、地域団体など）

6 介護保険制度

要介護･要支援認定　　介護認定係 33－1872

介護（介護予防）サービスを利用するには、まず要介護・要支援認定を受けます。

①申請

高齢介護課（市役所２階１７番窓口）又は住民窓口(マロニエ・いずみ・こゆるぎ)でも申請手続きができます。

※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日まで）は、申請を受け付けていませんのでご注意ください。

※窓口での申請手続きが困難な場合は、郵送での申請手続き又は地域包括支援センターなどに代行申請（無料）してもらうこともできます。

②訪問調査

日程を調整した後、調査員がご自宅などを訪問し、心身の状況の調査を行います。

③主治医意見書の作成

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

④審査・判定・認定結果通知

訪問調査の結果や主治医意見書をもとに、市が設置する介護認定審査会で、介護の必要度（非該当・要支援１・２、要介護１～５）を決めます。結果は本人に通知します。

認定には有効期間があります。継続してサービスを利用する場合には、更新の申請が必要です。

要支援の認定を受けている方が、訪問型サービス、通所型サービスのみを利用する場合は、更新手続きをしなくても基本チェックリスト判定で「事業対象者」に該当すれば利用できます。

認定結果を基に、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどに依頼し、ケアプラン（サービスを受ける計画表）を作成してもらいます。ケアプランに基づいて、１割、２割または３割の自己負担で介護（介護予防）サービスが利用できます。介護保険で利用できるサービスには様々なものがありますが、自分らしい生活を送るためには、自分の状態に合っている必要なサービスを効果的に利用していくことが大切です。

➢サービスの種類

【居宅サービス】	
訪問介護（※１）	短期入所生活介護
訪問入浴介護	短期入所療養介護
訪問看護	特定施設入居者生活介護
訪問リハビリテーション	福祉用具貸与
居宅療養管理指導	特定福祉用具購入費支給
通所介護（※１）	住宅改修費支給（※２）
通所リハビリテーション	居宅介護（介護予防）支援

【施設サービス】	
介護老人福祉施設	介護療養型医療施設（※３）
介護老人保健施設	介護医療院

【地域密着型サービス】	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	認知症対応型共同生活介護
夜間対応型訪問介護	地域密着型特定施設入居者生活介護（※３）
地域密着型通所介護	地域密着型介護福祉施設入所者生活介護（※３）
認知症対応型通所介護	看護小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護	

※１　要支援認定を受けた方と、基本チェックリスト判定で事業対象者に該当した方は、介護予防・日常生活支援総合事業において、同様のサービスを利用できます。

※２　改修前に、市の確認を受ける必要があります。

※３　令和５年４月現在、市内にはサービスを提供できる事業所はありません。

➢　利用者の負担を軽減する仕組み

次の支給や認定を受けるためには、市へ申請が必要です。

①高額介護（介護予防）サービス費の支給

１か月の介護保険の自己負担（１割、２割または３割）の合計が、一定の上限額を超えたときに、超えた分をあとから支給します。対象となる方には、市から通知します。

②高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

１年間（８月～翌年７月）の介護保険と医療保険の自己負担の合計が、一定の上限額を超えたときに、超えた分をあとから支給します。対象となる方には、医療保険者から通知します。

③負担限度額の認定

介護保険施設に入所したり短期入所するときは、居住費（滞在費）と食費を負担しますが、所得が低い方に対しては、自己負担の上限額が設けられています。申請をしていただき、対象となった方には、認定証を交付しますので、利用前に施設へ提示してください。

④社会福祉法人等による利用者負担の軽減

所得が低い方のうち特に生計が困難な方に対しては、社会福祉法人等が提供する介護サービスの利用者負担額を軽減します。申請をしていただき、対象となった方には、確認証を交付しますので、利用前に施設や事業所へ提示してください。

介護給付係　　33－1827

介護予防･日常生活支援サービス事業の利用

地域包括支援係　33－1864

要支援１・２、事業対象者に該当した方は、お住いの地区を担当する地域包括支援センターに依頼し、ケアプラン（サービスを受ける計画表）を作成してもらいます。ケアプランに基づいて、１割、２割または３割の自己負担で介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス及び通所型サービス（国基準型・基準緩和型・住民主体型・短期集中型）が利用できます。利用できるサービスには、様々なものがありますが、自分らしい生活を送るためには、自分の心身の状態にあったサービスを効果的に利用していくことが大切です。

7 介護予防

いつまでも自分らしく、いきいきとした生活を送るための取り組みです。「まだまだ自分は元気！」と思われているかたも、心身の機能は使わなければどんどん低下していきます。身近なところから、介護予防に取り組みましょう。各教室については、広報小田原で募集を行います。

65歳からの筋トレ教室

健康づくり課介護予防推進係　47－4721

体力の維持・向上を目的として、有酸素運動・ストレッチなどを集団で行う教室や、有酸素運動・トレーニングマシンを使った教室を開催し、運動習慣を身に付け、膝痛・腰痛・転倒・骨折の予防を図ります。

対　　象	市内在住の６５歳以上の方		
期　　間	１期間３か月（４～６月、７～９月、１０～１２月、１～３月）		
会 場 等	①生きがいふれあいセンターいそしぎ	マシン教室（６０分程度、毎週火・木曜日）	定員２０名
		ストレッチ教室（６０分程度、毎週月曜日）	定員２０名
	②小田原アリーナ	マシン教室（４５分程度、毎週月・水曜日）	定員３０名
		ストレッチ教室（６０分程度、毎週月・木曜日）	定員１０名
	③市内事業者のプール	プール教室（９０分程度、週１回）８～１０月	定員１５名
備　　考	１期間１，５００円（傷害保険料）		

高齢者体操教室

健康づくり課介護予防推進係　47－4721

高齢者の健康維持・増進と仲間づくりを促進するため、祝日・年末年始を除く、市内４会場で、音楽に合わせた軽体操やストレッチ教室を開催しています。

対　　象	市内在住の６５歳以上の方	
期　　間	１期間４か月（４～７月、８～１１月、１２～３月）	
会 場 等	①生きがいふれあいセンターいそしぎ	毎週月曜日　午後１時から午後３時 定員　６０名　２グループ制（１グループ３０名）
	②おだわら総合医療福祉会館	毎週火曜日　午後１時から午後３時 定員　６０名　２グループ制（１グループ３０名）
	③小田原スポーツ会館	毎週水曜日　午後０時から午後２時 定員　４０名　２グループ制（１グループ２０名）
	④梅の里センター	毎週木曜日　午前９時３０分から午前１１時３０分 定員　４０名　２グループ制（１グループ２０名）

いきいき健康事業　健康づくり課介護予防推進係　47－4721

地域における介護予防意識の醸成を図るため、市内２６地区社会福祉協議会単位に、転倒予防、認知症予防、レクリエーション、体操など地区の実情や要望に応じた教室を開催しています。
教室の場所や日程・内容は、健康づくり課へお問い合わせください。

脳トレ！脳と体の生き活き教室　健康づくり課介護予防推進係　47－4721

リズムに合わせた体操やウォーキング、頭脳ゲームなど、仲間とともに体験をしながら、認知症予防の教室を開催しています。健康づくり課保健師栄養士による講話と健康相談もあります。

対　　象	市内在住の６５歳以上の方
期　　間	全１２回（約３か月程度）
定　　員	各会場３０名程度
備　　考	開催日時や会場については、広報小田原もしくはホームページをご覧ください。 １期間１，５００円（傷害保険料）

食で生き生き！栄養教室　健康づくり課介護予防推進係　47－4721

低栄養状態の改善や予防を目的として、講話を通じて食べることについての教室を開催しています。

対　　象	市内在住の６５歳以上の方
定　　員	各会場３０名程度
備　　考	開催日時や会場については広報小田原もしくはホームページをご覧ください。

男性限定！栄養教室　健康づくり課介護予防推進係　47－4721

対　　象	市内在住の６５歳以上の方（男性）
定　　員	各会場３０名程度
備　　考	開催日時や会場については広報小田原もしくはホームページをご覧ください。

介護予防のための自主グループ　健康づくり課介護予防推進係　47－4721

市では、身近な地域で自主的に介護予防の活動をするグループの立ち上げを進めています。「みんなで集まって何かしたいな」「やっぱり身体を動かしたいわ」と思ったら、自分の地域で介護予防のための自主グループを立ち上げてみませんか。

活動に必要な物品の購入費用等を補助しているほか、会場の紹介や専門職による活動内容への支援等のお手伝いをしています。詳しくは健康づくり課へお問い合わせください。また、グループを立ち上げたいけれど何から始めたらよいかわからない方だけでなく、活動しているグループがあったら参加したい方、物品が古くて更新したいグループも是非ご相談ください。

介護予防対策室　健康づくり課介護予防推進係　47－4721

おだわら総合医療福祉会館の介護予防対策室では、高齢者の生きがいづくりのための、囲碁・将棋を備え、市内在住の６５歳以上の方に無料で開放しています。

利用時間	午前９時３０分から午後０時まで
定員	１５名
休室日	土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始・その他（市の指定する日）
場所	おだわら総合医療福祉会館　４階　久野１１５－２
申込	利用したい日程の１週間前までに健康づくり課介護予防推進係（４７－４７２１）へお電話ください。当日来室での受付も可能ですが、予約の時点で定員に達した場合はご利用いただけません。
備考	駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用の上お越しください。

お口のスキルアップ教室　健康づくり課介護予防推進係　47－4721

固いものが噛みにくい、むせるなどの口腔機能の低下により、栄養が十分に摂れなくなり、活動量が減少し、閉じこもりにもつながると言われています。このようなことから、小田原歯科医師会の歯科医師と歯科衛生士による講話と実技により、楽しく正しい知識を得る教室です。

対象	市内在住の６５歳以上の方
定員	各会場３０名程度
備考	開催日時や会場については広報小田原もしくはホームページをご覧ください。

高齢者の知っとくいきいき講座　　健康づくり課介護予防推進係　47－4721

高齢者が安心して暮らし続けるための講座を開催します。

対　　象	市内在住の６５歳以上の方
定　　員	各会場３０名程度
備　　考	開催日時や会場、内容については広報小田原もしくはホームページをご覧ください。

介護予防のパンフレットとセルフケアチェックシートの配付　健康づくり課介護予防推進係　47－4721

介護予防に大切なポイントをまとめたパンフレットと、１週間の栄養バランスや取組を自分で簡単にチェックできるセルフケアチェックシートを配付しています。ご希望の方は健康づくり課へお問い合わせください。（ホームページにも掲載中）

８ 高齢者の健康

長寿健診

健康づくり課成人保健係 47－4724

対　　象	本市に住民登録があり、令和５年度中に７５歳以上の方及び６５歳以上７５歳未満で一定の障がいがあり、神奈川県後期高齢者医療に該当している方
期　　間	令和５年６月１日から令和６年年３月３１日まで
内　　容	自己負担金なしで期間内に１回、身体測定や血液検査、尿検査等の健康診査が受けられます。

特定健診

健康づくり課成人保健係 47－4724

対　　象	本市に住民登録があり、令和５年４月１日現在小田原市国民健康保険の被保険者で、令和５年度中に４０～７４歳となる方
期　　間	令和５年６月１日から令和６年３月３１日まで
内　　容	市の助成制度を受けて２，０００円の自己負担で期間内に１回、身体測定や血液検査、尿検査等の健康診査が受けられます。※自己負担金の免除制度あり（年度末に４０歳になる方及び７０歳以上は自己負担金免除）

各がん検診

健康づくり課成人保健係 47－4724

対　　象	本市に住民登録があり、令和５年度中に各がん検診の対象年齢となる方
期　　間	令和５年６月１日から令和６年３月３１日まで
内　　容	市の助成制度を受けて各種の自己負担金で期間内に１回、肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・胃がん（バリウム・リスク・内視鏡）・前立腺がん検診及び肝炎ウイルス検診が受けられます。※自己負担金の免除制度あり（７０歳以上は自己負担金免除）

成人歯科検診

健康づくり課成人保健係 47－4724

対　　象	本市に住民登録があり、令和５年度中に、４０歳・４５歳・５０歳・５５歳・６０歳・６５歳・７０歳・７５歳・８０歳となる方
期　　間	令和５年６月１日から令和６年２月２９日まで
内　　容	市の助成制度を受けて１，３００円の自己負担で期間内に１回、受けられます。※自己負担金の免除制度あり（７０歳以上は自己負担金免除）

特定保健指導　健康づくり課成人保健係　47－4724

対　　象	特定健康診査を受けた方で、腹囲等を第一基準として、血糖・血圧・脂質・喫煙のリスクが重複している４０から７４歳までの方
期　　間	令和５年６月１日から令和６年３月３１日まで
内　　容	自己負担金なしで、医師・看護師・栄養士等からの保健指導が受けられます。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種　健康づくり課保健医療係　47－0828

対　　象	本市に住民登録があり、今までに一度も肺炎球菌ワクチン（２３価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）の接種を受けたことのない次の方 ①　令和６年３月３１日時点で、６５歳・７０歳・７５歳・８０歳・８５歳・９０歳・９５歳・１００歳の方 ②接種日に６０歳以上６５歳未満の方で、心臓やじん臓、呼吸器などに重い障がいがある方（身体障害者手帳１級程度の方）
期　　間	令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで
内　　容	市の助成制度を受けて３，０００円の自己負担で肺炎球菌ワクチンの予防接種が受けられます。接種回数は１回です。※自己負担金の免除制度あり

高齢者インフルエンザ予防接種　健康づくり課保健医療係　47－0828

対　　象	本市に住民登録がある次の方（※年齢等の基準日は、いずれも接種日です。） ①６５歳以上の方 ②６０歳以上６５歳未満の方で、心臓やじん臓、呼吸器などに重い障がいがある方（身体障害者手帳１級程度の方）
期　　間	実施予定期間は、令和５年１０月１日から令和６年２月２９日まで
内　　容	市の助成制度を受けて１，７００円の自己負担でインフルエンザの予防接種が受けられます。接種回数は１回です。※自己負担金の免除制度あり

小田原医師会地域医療連携室　関係課:高齢介護課地域包括支援係　33－1864

病気やけが等、状況に応じて医療の専門スタッフが医療機関をご案内します。医療・介護についてもご相談ください。医師による電話医療相談は原則予約制ですので下記までお問い合わせください。

利用時間	９時～１２時、１３時～１７時
休室日	日曜日、祝・休日、１２／２９～１／３
電話	４７－０８３３

小田原歯科医師会地域支援歯科連携室　関係課:高齢介護課地域包括支援係　33－1864

診療所へ通院が困難な方の往診、訪問診療（訪問口腔ケア）を行っています。

利用時間	９時～１２時、１３時～１７時
休室日	土曜日、日曜日、祝・休日、８／１３～８／１６、１２／２９～１／３
電話	４９－１３１９

９ その他の高齢者福祉制度・サービス

後期高齢者医療制度

保険課高齢者医療係　33－1843

後期高齢者医療制度は、７５歳以上の方が加入し、都道府県ごとにおかれた広域連合（全市区町村が加入）が運営します。

また、６５歳以上７４歳以下の方でも、一定の障がいのある方は、申請して認定されると（障害認定）７５歳以上の方と同様に後期高齢者医療制度の被保険者となることができます。申請方法等については事前にお問い合わせください。

対　　象	・７５歳以上の方 ・身体障害者手帳１～３級及び４級の一部に該当する方 ※４級の一部とは、音声・言語機能障がいと下肢障がいの一部（両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢を下腿の２分の１以上欠くもの、一下肢の機能の著しい障がい）を言います。 ・精神障害者保健福祉手帳１・２級所持者 ・療育手帳Ａ１・Ａ２所持者 ・障害基礎年金１級・２級
対象となる日	７５歳の誕生日当日から。 障害認定により加入した６５歳以上７４歳以下の方は、認定を受けた日（申請日）から。
自己負担割合	かかった医療費の１割～３割（所得による）
保　険　料	後期高齢者医療制度の被保険者一人ひとりが所得に応じた保険料を納める必要があります。

水道料金の減免

神奈川県企業庁平塚水道営業所料金担当　0463－73－6122

お客さまの申請により、次のとおり水道料金の一部が免除されます。

対　　象	県営水道の給水区域（橘地区（小船、中村原、沼代、上町、小竹、山西、前川の一部、羽根尾、川匂、東ヶ丘）、国府津の一部の地区）において水道を利用されている方で、介護保険の要介護認定を受けた方で該当する要介護状態区分が要介護４または要介護５の方がいる世帯。ただし、対象者が施設等に入所されている場合は、減免対象外になります。
免除の範囲	基本料金（一戸２か月あたり１，４２０円、税別）及び基本料金に係る消費税等相当額
申請手続きに必要な物	介護保険被保険者証・お客様番号がわかるもの（上下水道使用量のお知らせなど）

介護サービス利用料の医療費控除　　小田原税務署　35－4511

本人や、生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合は、確定申告等の際、所得税等の医療費控除を受けられます。

居宅サービス等の対価のうち、看護、医学的管理の下における療養上の世話等に相当する部分の対価として利用者が負担する金額については、医療費控除の対象となります。

これらの居宅サービス等を提供する居宅サービス事業者等が発行する領収証には、基本的に医療費控除の対象となる金額が記載されることとなっていますので、大切に保管してください。

【施設サービス】	
施設名	医療費控除の対象
指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の２分の１に相当する金額
介護老人保健施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額
指定介護療養型医療施設（療養型病床群等）	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額
介護医療院	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額

【居宅サービス等】	
区分	居宅サービス等の種類
① 医療費控除の対象となる居宅サービス等	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（医師等による管理・指導）、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション（医療機関でのデイサービス）、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護（ショートステイ）、介護予防短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る。）、看護・小規模多機能型居宅介護（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。）に限る。）
② ①の居宅サービス等と併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等	訪問介護（ホームヘルプサービス）（生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助）中心型を除く。）、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、通所介護（デイサービス）、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る。）、看護・小規模多機能型居宅介護（上記①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。）に限る。）、地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く。）、地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く。）
③ 医療費控除の対象外となる居宅サービス等	訪問介護（生活援助中心型）、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、看護・小規模多機能型居宅介護（生活援助中心型の訪問介護の部分）、地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスに限る。）、地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスに限る。）、地域支援事業の生活支援サービス

おむつ代の医療費控除

高齢者福祉係　33－1841

尿失禁の可能性があり、治療上おむつの使用が必要な寝たきりの方は、確定申告等の際、おむつ代が医療費控除の対象となります。控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」および、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。かかりつけの医師にご相談ください。

なお、おむつ代の医療費控除を受けることが２年目以降で、小田原市で要介護認定を受けている方については、要介護認定等における主治医意見書をもとに判定し、対象と認められる場合には、市が交付する「主治医意見書を確認した書類」をおむつ使用証明書に代えることができる場合がありますので、事前に高齢介護課にご相談ください。

おむつ使用証明書および主治医意見書を確認した書類の申請書の様式は市のホームページからダウンロードできます。

※確定申告では、領収書を提出する必要はありませんが（「医療費控除の明細書」の提出が必要になります）、税務署から求められた場合、提示又は提出が必要となりますので、領収書は大切に保管してください。

ホームページ閲覧用ＱＲコード→

障害者控除対象者の認定

高齢者福祉係　33－1841

障害者手帳の交付を受けていない６５歳以上の市民で、確定申告等の際に「老齢者の所得税・地方税上の控除（※）」を受けようとする方は、高齢介護課に申請してください。申請の際は、対象者、申請者双方の本人確認書類をご提示いただきます。（郵送での申請や、親族による代理申請も可能です。）要介護認定等における認定結果及び主治医意見書をもとに判定し、対象と認められる場合には、認定証を交付します。申請書は市のホームページからダウンロードできます。

基準日より前に申請した場合で、基準日までに介護度等に変更が生じると認定証の再申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

ホームページ閲覧用ＱＲコード→

※老齢者の所得税、地方税上の「障害者控除」

納税者自身、同一生計配偶者または扶養親族が所得税、住民税（市県民税）の障害者に当てはまる場合に、税額の計算の基礎となる所得から一定額を控除することができる仕組みを「障害者控除」といいます。また、障害者のうち、精神または身体に重度の障がいがある人にかかる控除を「特別障害者控除」といいます。

郵便等による不在者投票

選挙管理委員会事務局　33－1741

身体に一定程度の障がいを有する方が自宅などで投票用紙に記載して、郵便等により名簿登録地の選挙管理委員会に送付する制度です。詳細は、市のホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

対　　象	身体障害者手帳をお持ちの方 ・両下肢・体幹・移動機能の障がいの程度が１・２級の方 ・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいの程度が１・３級の方 ・免疫・肝臓の障がいの程度が１～３級の方 戦傷病者手帳をお持ちの方 ・両下肢・体幹の障がいの程度が特別項症～第２項症の方 ・内臓機能の障がいの程度が特別項症～第３項症の方 介護保険の被保険者証をお持ちの方 ・要介護認定で要介護５と認定を受けた方
事前に必要な申請手続き	郵便等による不在者投票を行うには、小田原市選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です。 １　「郵便等投票証明書交付申請書」に所要事項を記入し、「介護保険被保険者証」を添付して、小田原市選挙管理委員会あてに提出してください。 ２　小田原市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」が郵送されます。
投票できる日時	公（告）示日翌日から投票日前日までの間です。ただし、投票用紙の請求期限は投票日の４日前までです。 ※郵送になりますので早めに手続きをしてください。（郵送料は、自己負担）

神奈川県警察本部交通部交通総務課安全係

高齢者運転免許自主返納サポート　045－211－1212

高齢者運転免許自主返納サポート制度は、加齢に伴う認知機能や身体機能の変化などにより、運転に不安を感じている高齢者の方などが、運転免許を自主的に返納し、希望による申請で交付される「運転経歴証明書」を神奈川県高齢者運転免許自主返納サポート協議会加盟企業の店舗で提示することにより、商品の割引などの優遇サービスを受けることができる制度です。

各種優遇サービスの提供を通じて運転免許の自主的な返納を促進し、高齢運転者の交通事故防止を目的としております。

店舗・団体名	問い合わせ
相模興業株式会社　カーマート車検センター	０１２０－３２３－３１６６
相模興業株式会社　アドバンス扇町 SS	３４－０４４５
相模興業株式会社　セルフリーダー小田原 SS	２２－８１９５
相模興業株式会社　セルフリーダー鴨宮 SS	４８－４６３１
相模興業株式会社　セルフリーダー風祭 SS	２２－０３７７
株式会社カーチス　小田原店	０１２０－５５－００１０
神奈川リオネット販売株式会社　小田原営業所	０１２０－００－４９４５
紳士服コナカ　フレスポ小田原シティーモール店	４５－１５２２
株式会社スズキ自販湘南　スズキアリーナ湘南おだわら	３９－２９５０
相洋石油株式会社	２１－０３０４
株式会社ノジマ　鴨宮店	４５－２３４５
ハーベスト株式会社　ヨシケイ事業本部西湘営業所	３８－１３２１
箱根観光船株式会社	０４６０－８３－７７２２
箱根ロープウェイ株式会社	３２－２２０５
万葉倶楽部グループ万葉の湯　小田原館	２３－１１２６
眼鏡市場　小田原成田店	０１２０－８１８－８２８
眼鏡市場　フレスポ小田原シティーモール店	０１２０－８１８－８２８
メガネスーパー　アージュ小田原店	２３－５０５５
メガネスーパー　小田原錦通り本店	２２－４０４４
メガネスーパー　鴨宮店	４９－３４６０
和真メガネ　小田原東口駅前店	２４－１７５５
和真メガネ　小田原ダイナシティ店	４６－１７０７

※上記は、小田原市内に店舗等がある事業者です。このほかにも多数加盟団体があります。

特典内容等の詳細につきましては、県警察のホームページ

(https://www.police.pref.kanagawa.jp/)をご覧ください。

介護休暇

要介護状態になった家族を介護・世話する労働者に対して与えられる休暇制度です。

対　　象	要介護状態にある対象家族を介護する労働者の方（日々雇い入れられる者を除く。） 雇用期間が６か月以上の全従業員（正社員をはじめ、パートアルバイト、派遣社員・契約社員）
申 込 み	お勤め先へお問い合わせください。

※労使協定や雇用条件によって取得できない場合があります。

※対象家族の範囲は、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫です。

介護休業

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護するための休業です。

対　　象	要介護状態にある対象家族を介護する労働者の方（日々雇い入れられる者を除く。） 期間を定めて雇用される方については、次の①、②の両方に該当する方 ① 同一の事業主に引き続き１年以上雇用されている方 ② 介護休業取得予定日から起算して 93 日を経過する日から６か月を経過する日までの間に、労働契約の期間が満了することが明らかでない方
申 込 み	お勤め先へお問い合わせください。

※労使協定や雇用条件によって取得できない場合があります。

※対象家族の範囲は、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫です。

個人情報開示請求制度　　総務課情報統計係　33－1288

ご本人による情報を開示請求することで確認することができます。（要介護認定申請に係る認定申請書や主治医意見書など）

対　　象	本人（要介護・要支援認定の申請をされた方など）
申　　請	申請には、ご本人が確認できる書類と「開示請求書」の提出が必要です。 開示請求書をご提出された日から起算して、15 日以内に開示する旨又はしない旨の決定をして、ご本人に連絡します。

高齢者のための福祉ガイド

［令和5年度（2023年度）版］

令和5年4月発行

編集・発行　小田原市高齢介護課

小田原市荻窪300番地

電話 0465−33−1841